広告

特 別 対 談

軍用地の跡地利用を考える

軍用地の跡地利用について定めた跡地利用特措法が令和4年3月31日で期限を迎えます。キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還に携わってきた宜野湾市の松川正則市長と一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会の又吉信一会長に「軍用地の跡地利用を考える」をテーマに、それぞれの立場から話していただきました。

宜野湾市長 **松川 正則**

「関係地権者や関係機関と連携し、夢が広がるまちづくりを進めていく」（松川）

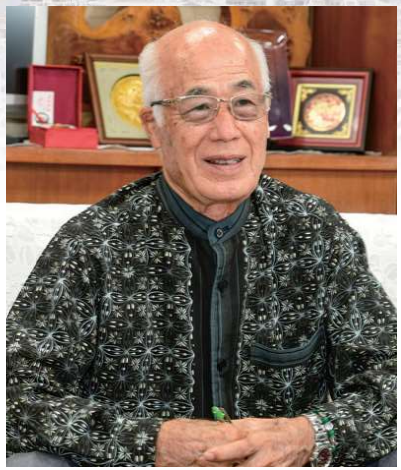

一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会
会長 **又吉 信一**

「今後も跡地利用が促進できるように、法律の延長と見直しが必要」（又吉）

地権者に喜ばれる計画を

―軍用地返還跡地は、沖縄県全体の発展のカギを握ります。それは那覇新都心や北谷町のハンビータウン、キャンプ桑江北側地区、泡瀬ゴルフ場跡地などの成功例からも明らかです。平成25年に公表された嘉手納飛行場より南の返還対象施設には、普天間飛行場や牧港補給地区など開発のポテンシャルの高い地域が含まれます。

そこで、軍用地返還跡地をめぐる問題や跡地利用の課題などを探り「沖縄県全体の発展につながる跡地利用とは何か」を考えていきたいと思います。まずは西普天間住宅地区の跡地利用に関わってこられたお2人に、そうした点についてお聞きしたいと思います。松川市長からよろしくお願いします。

松川 現在、宜野湾市では平成27年3月末に返還された西普天間住宅地区の跡地利用に取り組んでいます。「一番重要なことは、地権者や地域住民と連携した跡地利用計画を作成することです。地権者に「返還されてよかった」と喜んでいただける計画作りが必要で、そのためには国や県など関係機関との連携が必要だと考えています。問題点を挙げるとすれば、文化財等を含めた現地調査です。調査のためには早めの立ち入りが必要ですが、なかなか実施できないので、そこは改善が必要だと考えています。実際にすべての跡地利用計画を作成した後も次々と文化財が見つかり、その都度計画の変更や調整が生じています。やはり文化財調査というのは、跡地利用を円滑にするため早めに立ち入りすべきだとあらためて感じました。

土地連とは

―それでは又吉会長よろしくお願いします。

又吉 まず土地連について紹介します。設立は昭和28年で、県内でまるでアメリカ合衆国内であるかのように供されていた土地の所有者が所属する地主会が集まって組織化されました。現在は駐留軍用地、自衛隊施設用地および県企業局用地（以下「軍用地等」）の所在市町村の22地主会、20市町村会員で構成されています。その役割は、軍用地等に関する諸問題の適正妥当な解決を図り、会員の財産権を擁護し、福利増進を図ることです。その事業の一環で跡地利用の支援を行っており、各地域の取り組み支援や法改正に向けた要請活動等を行っています。

一番大切なのは地権者の合意形成

又吉 私が地域で会長を務める宜野湾市地主会でも、西普天間住宅地区において地権者や宜野湾市と共に跡地利用に向けて取り組んでおり、土地連の後押しを受けました。返還の13年前から跡地利用に備えて連携したことで、地権者の合意形成が円滑に進みました。返還時期が不確定でも、事前に地権者との合意形成に取り組むことが一番大切です。

国へ求めることとは

―さて、跡地利用のためには跡地利用特措法がこれからも必要となりますが、国へはどのような要望をされていますか。

松川 平成24年4月に制定された跡地利用特措法では、基本理念として国が主体的に跡地利用を推進すること、支障除去措置、土地先行取得の制度、さらに駐留軍用地跡地利用推進協議会の設置などの改正があり、跡地利用を進める上で非常に有効な法制度だと考えています。本市でも西普天間住宅地区に適用されて非常に有効だと実感しましたので、ぜひ延長してもらいたいと要望しています。沖縄県が取りまとめた「新たな沖縄振興のための制度提言」は各市町村や土地連の要望を加味してもらっているので、ぜひ実現してもらいたいと思います。もちろん本市単独では実現できませんから、他の市町村や沖縄県、土地連と一体となり、この制度の延長および見直しを強く求めていきたいと思います。

又吉 跡地利用特措法では、国の責務に基づく跡地利用の推進という基本理念、特定給付金の創設などが明記されたことで、地権者にとって安全・安心な返還、跡地利用ができるようになりました。同法は、令和4年3月末で期限が切れるので、今後も跡地利用が促進できるように法律の延長と見直しが必要です。沖縄県が国へ求めている同法の延長および見直しについての内容は、土地連の要望を受け入れていただいたものですから、今後も沖縄県と連携して国へ求めていきます。

普天間飛行場跡地に夢広がるまちづくり

―最後の質問です。沖縄の組みが重要だと考えています。地権者や地主会、国、沖縄県などの関係機関としっかり連携し、夢が広がるまちづくりを進めていきます。

又吉 宜野湾市地主会では、平成23年から普天間飛行場跡地の基本構想策定に向けて、地権者の子弟を対象とした勉強会を開催して人材育成に取り組んでいます。勉強会では大公園の構想など、夢あふれる構想が上がっています。跡地が負の遺産とならないよう長期的ビジョンで取り組むことが大切です。行政にも100年、200年先を見据えて計画していただきたいと思います。

―本日の話を伺い、跡地利用の対応が沖縄の将来を大きく左右するものになることがわかりました。次世代に豊かで住みやすい沖縄を残すために、跡地利用特措法の期限延長および見直しとともに、県土全体を見据えた機能分担や設計・開発に当たらねばならないと思います。その問題や課題を一つひとつ解決していくために、沖縄から発信し、主張して国を動かしていかねばならないと思います。本日はありがとうございました。

松川・又吉 ありがとうございました。

（跡地利用特措法に関する取り組みについては土地連ホームページに掲載します）

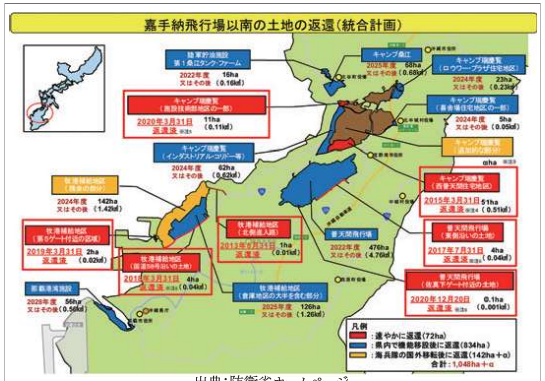

出典：防衛省ホームページ
（https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/us_sisetsu/okinawa.html）